様式第4号（第7条関係）

　第　　　　　　号

年　　 月　　 日

　　　　　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　綾川町長

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付については、次のとおり決定したので、綾川町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年度 | 年度 |
| 補助金の額 | 円  （補助金の額の内訳）  　太陽光発電設備：　　　　　　　　　　円  　蓄電システム：　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | (１)　補助対象システム等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第２に定める耐用年数をいう。）の期間内において、当該補助対象システム等を譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄してはなりません。ただし、あらかじめ住宅用太陽光発電システム等処分承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けた場合を除きます。  (２)　町長から、補助対象システム等の使用に関する事項について報告を求められたときは、町長が指定する期日までに、町長に対し、当該報告を求められた事項について報告しなければなりません。  (３)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき、補助金の交付の条件に違反したとき、又は(１)のただし書による承認を受けないで補助対象システム等の処分をしたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときはその返還を命ずることがあります。 |